経済民生常任委員会記録

令和7年3月27日(木)午後3時35分~午後4時37分(第3委員会室)

〇出席委員(8名)

委員長 根本 雅昭 副委員長 二階堂利枝 委 員 佐原 真紀 七島 奈緒 委 員 白川 敏明 委 員 委 員 後藤 善次 委 員 村山 国子 委 員 羽田 房男

○欠席委員(1名)

委員 真田 広志

〇市長等部局出席者(農政部)

 農政部長
 清野 良彦

 農政部次長
 菅野 康祐

 農業企画課長
 持地 啓至

 農業企画課農政企画係長
 佐藤 史彦

 農業振興課長
 長島 晴司

 農林整備課主任主査兼管理係長
 平野 慎也

 市場管理課長
 河野 史隆

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

- 1 当局説明
- 2 意見開陳

午後3時35分 開 議

(根本雅昭委員長)それでは、ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

真田広志委員より、本日1日間欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

持続可能な農業の振興に関する調査についてを議題といたします。

初めに、当局説明を議題といたします。この件について、農政部に説明をお願いしましたところ、本日業務多忙の中、お引き受けいただきました。本日は、本当にご多忙中ありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げます。

それでは、早速議題に入ります。経済民生常任委員会では、御案内のとおり、令和5年10月より持続可能な農業の振興に関する調査を開始しております。本市の基幹産業である農業の就労者数は年々減少しておりまして、担い手不足など現在、様々な課題がございます。課題解消のために、新規就農者の確保、定着、そして担い手の多様化、農作業の効率化、農業所得の向上と経営の安定化など、安心して農業に従事することができる持続可能な農業への対策が重要ではあると委員会で考えております。

また、調査中、食料・農業・農村基本法が改正されたことによりまして、福島市農業・農村振興条例の一部改正が必要であると考え、現在委員会の所管事務調査の中で改正案を作成いたしましたので、ご説明させていただきたいと思います。

前文から順に説明いたします。改正部分のみ説明いたしますが、前文については人口の減少、気候の変動や農業をめぐる情勢の変化、スマート農業等の新技術の普及が重要であることから、前文を修正しております。

続いて、第2条につきましては、農業者数の減少、付加価値の向上、環境への負荷の低減が図られることが重要であると考えております。また、農村をめぐる情勢の変化が生じても、地域社会が維持され、農業の自然循環機能の維持増進により、環境への負荷の低減が必要なことから、第2条を修正しております。

続いて、第5条です。市民の役割として、農業及び農村の有する多面的機能の重要性について理解 を深めるとともに、農産物の消費に際し、環境への負荷の低減に資する農産物の選択に努めることが 重要なことから、第5条を修正しております。

続いて、第6条です。見出しの記載がございませんでしたので、市の施策の推進と追記しております。

続いて、第7条、農業後継者をはじめとする担い手の確保のため、生産技術の習得、経営管理能力 の向上に必要な伴走支援が必要なことから、伴走支援を追記するなど、第7条を修正しております。

続いて、第9条です。耕作放棄地の利用に加え、抑制も必要なことから、第9条を修正しております。

続いて、第10条です。優良品種の検討のためには、試験研究機関及び大学等との連携が必要である

ことから、第10条を修正しております。

続いて、第12条です。GAPの取組の推進による高い品質を有する品種の導入の促進が必要なことから、そういった項目を加え、第12条を修正しております。

続いて、第13条、環境と調和した農業の推進のためには有機農業などの推進が必要なことから、第 13条を修正しております。

続いて、第16条です。女性の活躍の推進が必要であると考えることから、第16条を新設しております。

続いて、第19条、基本計画の策定について、これまでも行っていただいてはおりますが、市議会への報告を明記し、新設しております。

続いて、第20条、スマート農業などの先進的な技術を活用した生産方式の導入と促進が必要である と考えることから、第20条を新設しております。

続いて、第21条です。農業の振興のために、地域の共同活動とか様々な地域の協力が必要なことから、第21条を新設しております。

続いて、第24条、地産地消や食文化の維持保存に関する情報の提供が必要なことから、そういった項目を加え、第24条を修正しております。

以上が基本法改正を受けて、また所管事務調査を通しての条例改正案となっております。

こういった条例改正案を作成しておりますので、当局から意見を聴取したいと思います。改正素案 を受けて、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

(農業企画課長) 今回改正の素案をご提案いただきまして、何点かご質問、意見も含めて述べさせて いただければと思っています。

何点かございますが、一気に言ってしまいますと長くなりますので、ある程度まとまった部分でお示しを申し上げたいなと思います。まず、大きなところからいかせていただければと存じます。素案の第7条でございます。農業の担い手の確保等でございますが、今回改正の素案につきましては、第1行の部分で、農業の担い手の確保及び効率的かつ云々というところの前に、農業後継者をはじめとするというところを加えていただいているのですけれども、ここ農業後継者をはじめとするという文言を追記した背景、意図などをお聞かせいただければというふうに考えております。

もう一点につきましては、同じ第7条で、農業者及び新たに農業に就業しようとする者に対しを追加されていますけれども、その次に受ける言葉として、生産技術の習得及び向上云々と続くのですけれども、農業者及び新たに農業に就業しようとする者に対しというふうに表現してしまいますと、この方々だけに限定されてしまうのかなというふうな解釈も成り立ってしまいます。一方、私どもの市のほうでは、例えば農業メンターなどのそういった制度も持っていて、その指導される方にも支援をさせていただいておりますので、幅広く支援が行き渡るという意味では、ある程度限定しないほうがむしろよろしいかなというところも感じたところでございます。これが2点目です。

3点目でございますが、先ほど委員長のご説明の中で伴走支援というようなご説明がございました。 もともとの原案のほうに関しましては、教育、研修、就農支援という3つの必要な措置を定義されて おりますが、教育、研修、就農支援と同一に位置づける意味でそこに伴走支援ということを追加され たわけでございますけれども、伴走支援というのは支援の仕方なのかなというふうにも感じておりま して、そこを同列にするのはちょっとニュアンス的に違うかなというところを感じたところでござい ます。

この第7条に関しては3つでございますので、よろしくお願いできればと存じます。

(根本雅昭委員長) まず、委員の皆さんからございますか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長)まず、農業後継者をはじめとするという文言を加えた理由でありますけれども、 後継者不足が非常に課題となっているということから、その後ろに続く農業の担い手の確保及び効率 的なという従来の文言、これはもちろん農業後継者をはじめとするという農業後継者に限るわけでは なくということでございますけれども、特にという意味合いも含めてこちらを追記させていただいて おります。

その後ろの、こちらも農業者及び新たに農業に就業しようとする者に対しというところでございますけれども、こちらも同じような意味合いでありまして、担い手不足の解消が必要であるという所管事務調査の内容から、まだ何も右も左も分からない方もいらっしゃいますので、特にという意味合いで新たに農業に就業する方、またそれだけではなくという意味で一番最初に農業者という文言を加えているところでございます。もちろんメンターの方々ですとか、今ご質問いただいた皆さんがいらっしゃいますけれども、特にというところであります。

また、伴走支援をこの間に入れた理由ですが、やり方、方法ではないかというところでございましたけれども、教育、研修を行った上で、それに加えて引き続きの支援という意味で伴走型の支援を行っていくべきだというところで並列に入れさせていただいたところでございます。農業の担い手の確保という意味で、新規就農者の皆さんもそういう研修を受けた後でどのような支援が受けられるのかということを不安に思っていらっしゃるというところも所管事務調査の中でございましたので、プラスして、方法ではございますけれども、並列で入れさせていただいたところでございます。

さらに付け加えるところ、もし委員の皆さんからございましたら。第7条です。委員会としては、 特に限定するわけではなく、幅広い支援を行いながら担い手を確保しつつ、特にここに明記した方々 に対しては特段の支援が必要ではないかというふうに考えているところでございます。まずは以上で す。

では、さらにご意見いただければと思いますので、第7条を含めて、第7条以降にもしございましたら。

(農業企画課長)では、続きまして大きなところ、第13条でございます。第13条の2行目ですか、自

然循環機能という言葉を盛り込んだ素案を頂戴してございます。この自然循環機能というところが、 素案の第2条第3項において定義づけが追加でされております。この第2条第3項では、自然循環機 能の前に農業のというところが言葉としては加えられておりまして、この第2条第3項におけるいわ ゆる定義に関しては、農業の自然循環機能が適切なのかなというふうに感じておりまして、第13条に 追加されます自然循環機能については以下同じというふうに第2条第3項で触れられておりますの で、これは農業のを加えるのが妥当かというふうに感じたところでございます。

第13条は以上です。

(根本雅昭委員長) まず、委員の皆さんからはございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) こちらは、法の改正なども受けて、先ほどの第2条のところにもございますけれども、農地のというふうにかかっておりまして、農地の保全及び農地の自然循環機能というふうに意味合いで追加したところではございますけれども、またそういった文言については再度見直しも含めて委員会で検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(羽田房男委員)今のところは、課長がおっしゃった自然循環機能のところを農業のというふうに変 えたほうがいいのではないのかというご指摘ですか。

(農業企画課長) 自然循環機能の前に、農業のを加えたほうが第2条第3項と整合性が取れるのではないかという提案でございました。

以上です。

(羽田房男委員) 結構です。分かりました。

(根本雅昭委員長) そうすると、お手元の資料ですと、3ページ目の上から2つ目の四角です。第2条第3項の2行目に農業の自然循環機能ということで加えております。今ご指摘いただいたところですと、6ページの同じ上から2つ目の、第13条になりますけれども。こちらは頭に第2条の3項と違って、農業の推進を図るためというところで、農業のというのは明らかであるというところで入れてはいないところでございますけれども、ちょっとご意見を基に再度委員会の中でも検討はしてまいりたいと思います。意味合いとしては、農業のというものがついていなくとも、その前段の文章がちょっと異なっておりますので、第2条とは違って、農業の推進を図るため、また農地の保全など、前段の文章が異なることから、農業のとは入れていないところではありますけれども、最後にちょっと全体的な文章など、その辺は見直ししてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、第13条以降でございましたらよろしくお願いいたします。

(農業企画課長) ありがとうございます。

続きまして、第16条でございます。新設で女性の活躍の推進、追加をいただいておりますが、2点確認をさせていただければと存じます。まず、1点目ですが、本市では福島市男女共同参画推進条例を掲げておるところでございます。そういったところとの関連性については、委員会のほうではどの

ように整理をされたのか、もし分かれば教えていただければと存じます。

2点目です。素案の中で連携の促進等に必要なという言葉がありまして、もし具体的な連携の推進のイメージとかがあれば教えていただければ大変ありがたいなというところでございます。

以上、2点です。

(根本雅昭委員長) まず、委員の皆さんからございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ございませんでしたら、こちらの条文自体、ほかの自治体の先進事例を参考にしながら加えさせていただいたところでございます。こちらは委員会の中でも様々な意見をいただいたところでございますけれども、まず条例との関連、そちらについては具体的には委員会の中では言及はなかったものの、そういった条例について関連性をしっかりと矛盾のないように進めていくべきだというふうに考えておりますので、再度そういったところはしっかりと条例と矛盾のないように進めさせていただきたいと思います。また、委員会の中で検討した内容ですと、女性のみならず、様々に多様化している時代でございますので、そういったことにも配慮した運用をしていくべきだというご意見がございましたので、女性の活躍というふうに記載はしておりますけれども、そういった多様化、ジェンダー平等という協議もございましたので、そういったことに配慮をした内容という意味合いを含めてこの条文にさせていただいているところでございます。

そして、連携の促進については、様々なそれぞれの優位性がございますので、例えば、農業そのもののみならず、出荷する際のデザインを考える際に商品を販売する際に販売促進につながるデザインを連携して作成していくですとか、またトイレも含めて、設備も若干、様々な方の意見を聴かなければならない部分であると思いますので、そういった意味合いで連携の促進等というふうに加えさせていただいているところでございます。

委員の皆さんから追加でございますか。

(佐原真紀委員)以前参考人招致をした際にも、女性の農業者たちが楽しく農業女子会を設立してやっていらっしゃるということで、研修会も含めてそういった栽培技術を磨くための集まりを8名から11名に増やして開催していたということで、そういった連携のつながりがすごく必要なのではないかなと考え、この部分に該当すると思います。

(根本雅昭委員長) 特段さらに何かございましたら。アイデアも含めて。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長)では、特段ないようでしたら、また後ほどでも構いませんので、それでは第16条 以降でもしございましたら。

(農業企画課長)続きまして、第19条でございます。基本計画の策定ということで、第4項に新設を素案として追加いただいているところでございます。こちらにつきましては、まずこの基本計画というのが私どものほうで策定させていただいております同条第1項で規定する基本計画、すなわち福島

市農業・農村振興計画のことだというふうに理解しております。こちらの計画につきましては、福島 市総合計画の個別計画として位置づけられているものでございます。素案どおりとなりますと、いわ ゆる議案書に掲載がされ、議会への報告案件というふうになろうかと存じます。一方、本市の総合計 画につきましては、議案書に掲載される報告案件ではございません。そういったことから、我々の本 市の骨子となる総合計画、そして個別計画に位置づけられております農業・農村振興計画、こちらが 大本の総合計画よりも議案書に載るような形がバランスにちょっと欠いているかなというようなとこ ろも感じておりまして、私どもの福島市と、あと議会の皆様との今までの積み重ねの中で、そういっ たところの報告につきましては協議会で報告するというシステムもございますので、ここについては 再度ご検討いただければなというところでございます。

以上です。

(根本雅昭委員長) 委員会としては、協議会も含めての報告というふうに認識をしておりましたけれ ども、ただいまご意見いただきました部分について、引き続き協議いただければと思います。ありが とうございます。

それでは、委員の皆さんからございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、なければそれ以降の部分についてございましたらお願いいたします。

(農業企画課長)第21条でございます。ここは新設で、共同活動の促進を加えていただいておりますが、最後のほうにこれらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるの中に情報通信技術を含むということが追記されております。おそらくここは法の第44条の準用かなというふうにも見させていただいておりますが、そちらには情報通信技術を含むという表記がなく、今回は、委員会のほうからのご提案なのかなというところではございますが、情報通信技術を含むというところをあえて追記した背景、意図などを教えていただきたいなというところでございました。

以上です。

(根本雅昭委員長) まず、委員の皆さんからございますか。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) こちら加えた理由ですけれども、コロナ禍を経験した中で、実際に行き来できない場合も想定したところでございます。そのような中で、例えばほかの市町村の事例ですとVRゴーグルを使って農業体験をバーチャル空間上で行うという試みですとか、またインターネットを経由して様々な情報交換をする中で共同活動を促進しているという事例がございましたので、そういった内容を包容してこのような文言を加えさせていただいたところでございます。

もしよろしければ、委員の皆さんからございますか。ございませんか。では次のところでよろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長)それでは、この部分を含めて次のご意見いただければと思います。

(農業企画課長) 今回いろいろ見させていただく中で、我々いわゆる行政職でございますので、ここに至るまでいろんな条例を策定させていただいていたり、条例改正なども担当させていただきました。そういった視点で、いわゆる法務的な視点で見させていただきますと、若干この文字が違う文言がいいだろうなとか、ここに句点を打つとか、そういったルールに従いますと若干細かい部分がやはり散見されまして、ただそこはこの所管事務調査で皆様の場で述べるのは適切ではないなというところがあり、そこは事務局のほうと共有する中で、委員会の中でそこはお含み取りいただければなというふうに感じておりまして、今回この場で発言させていただく趣旨としては大きなところというところで、以上、私のほうからは2件ご質問として聞かせていただいたところでございました。

以上です。

(根本雅昭委員長) 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

ただいまいただいた、てにをはなど、句読点などの部分につきましては、大まかな流れをまず素案として委員会として作成したところでございますので、パブリックコメントの前にしっかりと当局の皆さんと意見交換をしながら、再度確認をして、これまでの条例に則するように、矛盾のないようにしっかり再度確認はさせていただきたいと考えておりますので、その辺またお含みおきいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからさらに何かございましたら。ご質問などございませんでしょうか。

(羽田房男委員) 先ほど課長から大きなところを指摘させていただいたということですけれども、詳細にするとまだまだ修正する箇所がたくさんあるなというふうに取ったのですが、そういう理解でよろしいのですよね。

(農業企画課長) 今回全て見させていただいた中で、本当に細いところまで入れますと十数か所がございましたが、それはやはりテクニック的な部分でございますので、委員の皆様いる中で話す内容ではないなと思っております。これは事務方の話かなと承知しておりますので、むしろ今回素案の修正、もしくは追記、新設、そこに至った背景を我々当局側として共有させていただく中で、もし条例改正が可決となれば、そこの意を含んだ施策を我々は展開していかなければならないということもございますので、今回は大きな柱の確認、質問等をさせていただいた次第でございます。

以上です。

(羽田房男委員) ありがとうございました。

(根本雅昭委員長) 今ご発言がございましたように、てにをはの部分ですとか、あと細かな修正は今後当局の皆さんと正副手元で、ご一任いただければというふうに考えておりますので、また修正後皆 さんにお示しさせていただきたいと思います。

おおむね大まかな流れは このような形で、今いただいたご意見も含めながら、また今申し上げましたように、正副手元でちょっと調整をさせていただければと思います。

次に、質疑に移りますが、今回は議案審査ではなく、当委員会からの提案についての意見聴取のため、その点を十分に配慮して、お含みおきいただいて、質疑をお願いいたします。

それでは、全体的な部分で、ご質疑のある方はお述べください。ございませんか。先ほどの中のご 質疑でよろしいですか。もしございましたらご発言いただければと思います。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、発言がなければ質疑を終結いたします。

なければ、以上で当局説明を終了いたします。

この際、委員会を代表して一言御礼を申し上げます。本日は議会定例会議終了後の本当にご多忙中、 当委員会のためにお時間頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。今後も先ほど申し上げまし たように細かな修正などご協議いただきまして、調整させていただきたいと思いますので、今後とも どうぞよろしくお願いいたします。お世話になります。

それでは、事務局退席のため、暫時休憩いたします。

午後4時05分 休憩

午後4時09分 再 開

(根本雅昭委員長) それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本日の内容を踏まえて、まず自由討議をしていただければと思いますので、一旦録音を 停止いたします。

【この間自由討議】

(根本雅昭委員長) それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本日の当局説明の今の協議も踏まえて意見開陳を行います。

本日聴取した項目等についてご意見のある方はといいますか、白川委員から順にお伺いしたいと思いますので、まず白川委員からご発言をお願いいたします。意見開陳です。

(白川敏明委員) 大枠はこれでいいと思うのですが、やっぱりこれから修正点が出るかもしれませんけれども、都度訂正すればいいのかなというふうに思います。

(七島奈緒委員) 所管事務調査の内容については、おそらく話している中で問題なく進んでいるのかなと。あと、テクニックの話しされていましたけれども、その都度その内容に合わせて詳細なところを確認していければ問題ないのかなと思いました。

(後藤善次委員) 当局から意見をいただいて、条例に対するイメージが当局側にあるという、そういうのをすごく感じたのです。意図が伝わっていないというところが条文の中から全部読み取っていただくというのはなかなか難しいところかもしれませんけれども、彼らがこの条例の改正によって、どういうことを市民にやっていかなければいけないのかということをきちんと整理をしていただくための条例ですから、そこは意図的なものをきちんと伝えて、当局から出てきた意見に対して、こちら側

が曲げるとかいうことではなくて、議員からしてみるとこういう内容を訴えていきたいのだということを決めてもらうという、そこは大事なところなのかなというふうにすごく感じました。

以上です。

(村山国子委員) 2年間近く調査をしてきて、皆さんの意見とかを聞いてきて、新しい視点が必要なのではないかなというふうに思いましたので、新しい視点として女性の活躍の推進とか、あと伴走型支援とか、まさにこれは調査によって出てきた言葉なので、このままで私はいいと思います。

(佐原真紀委員) 私も今まで所管事務調査をずっと重ねてきて、学んできた点がたくさんしっかり入っていると思うので、大枠はこのような形でいいと思います。

以上です。

(羽田房男委員) こだわるわけではありませんけれども、第7条の農業の担い手の確保等というところありますけれども、これを読み解くときに、私は地域の農業者の方々の取組というか、取り組まれていることを頭に描きながら読み取っていったのです。そうすると、やはり机上ではなくて、現実的にこういうふうに動いているのだよというところを私たちは担い手の確保ということで、条例をこうしたらいいのではないですかということで提言をしているわけですから、それを逆に当局のほうで読み取っていただければありがたかったなというふうに思っているところです。直すところは直すというところでいかなければならないのかなというふうに思いますけれども、なかなか今の段階では何とも、ではこれをこうしたらいいのではないですかという当局の見解もお聞きしましたけれども、私の理解度が足りないのかなと思いますので、もうちょっとしっかりと読み取ってみたいなと思います。

以上です。

(二階堂利枝委員)関連法令とかももうちょっと読み込んで、もう一回再度考えてみたいなと思います。

以上です。

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。それぞれただいまご意見いただきましたけれども、改正素案はおおむね了承されたということでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

では、句読点ですとか、てにをはの部分など、細かなところは正副手元で修正を行うべきところは 当局とも相談しながら行いたいと思いますので、改正素案はおおむねこのような形で進めさせていた だきたいと思います。

その他皆様からご意見ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) ございませんでしたら、意見開陳は以上といたします。

それでは、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午後4時37分 散 会

経済民生常任委員長 根本雅昭